

原子力施設の情報システムに係る脅威の提示について

平成30年10月15日

原子力規制庁

平成30年9月10日に開催された第28回原子力規制委員会臨時会議において、原子力施設における情報システムセキュリティに関する現状と課題について審議を行い、現在の規制要求等を踏まえて懸念すべき脅威について、関係省庁と調整を行うこととした。

関係省庁との調整を踏まえ、原子力規制委員会規則（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第91条第2項第29号等）に規定する妨害破壊行為等の脅威を事業者に提示し、適切な防護措置を講じさせることとする。

(参考)

実用発電用原子炉における情報システムセキュリティに関する規制

実用発電用原子炉における情報システムセキュリティについては、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第91条第2項第18号に基づき、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスの遮断を、同項第19号に基づき情報システムセキュリティ計画の作成を義務づけている。

また、同項第29号に基づき、同項各号に規定する防護措置を、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとすることを義務づけている。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（抜粋） （防護措置）

第九十一条（略）

2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

一～十七（略）

十八 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

十九 前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（第九十六条第一項において「情報システムセキュリティ計画」という。）を作成すること。

二十～二十八（略）

二十九 前各号の措置は、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとすること。

三十（略）